

令和4年7月19日

日本橋小学校保護者様

中央区立日本橋小学校

校長 児玉 大祐

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨及び目的等を踏まえた対応

学校の教職員等による児童への性暴力等は、児童の人権を著しく侵害し、児童に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものです。教職員等によるわいせつな行為に対しては、厳罰化を求める声が強くなってきており、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されました。

そこで、本校の教職員には、誤解を招く不必要な身体接触は行わないことや、指導上やむを得ず児童と一対一になる場合は管理職に報告すること、携帯電話やスマートフォンで児童と個人的なやり取りを行わないことなど、引き続き指導を徹底してまいります。

なお、東京都教育委員会では、本法律の施行を受け、教職員等による児童へのわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメント、その他不適切な行為を早期に発見するため、外部弁護士による第三者相談窓口を開設しました。また、直接郵送できる相談シートが、本校の保健室にあります。御家庭において、お子様の声に耳を傾けたり、学校生活における出来事などについて話し合う機会をもったりする中で、何かお子様について心配なことがあれば、御活用ください。

■ 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」リンク

(東京都教育委員会ホームページ内)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

